

鹿屋市PCR検査費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市PCR検査費用助成事業実施要綱（令和3年鹿屋市告示第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和4年9月30日」を「令和5年3月31日」に改める。

第5条中「15,000円」を「10,000円」に改める。

附則第2項中「令和4年9月30日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月28日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鹿屋市PCR検査費用助成事業実施要綱第5条の規定は、令和4年10月1日以後に受けたPCR検査について適用し、同日前に受けたPCR検査については、なお従前の例による。